

# 指定特定相談支援重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して障がい者総合支援法に基づく指定特定相談支援サービスを提供します。

この説明書は、当事業所と相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、「障がい者総合支援法」および「指定計画相談支援の人員・運営基準（省令）」の規定に基づき、事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

指定特定相談支援事業所ウエルフェアマリア

## 1 事業者

経営事業者	しゃかいふくしほうじん へいわ せいぼ 社会福祉法人 平和の聖母
所在地	〒830-0052 久留米市上津町字向野2228-321
代表者氏名	りじちょう いで のぶ 理事長 井手 信
設立年月日	昭和49年10月22日
電話番号	0942-21-1188
FAX番号	0942-21-1515

## 2 事業所の概要

事業所名	相談支援事業所ウエルフェアマリア
所在地	〒830-0052 久留米市上津町字向野2228-321
電話番号	080-6459-8932 (専用番号) 0942-21-1188 (障がい者支援施設ウエルフェアマリア兼用番号)
FAX番号	0942-21-1515 (障がい者支援施設ウエルフェアマリア兼用番号)
管理者名	しも がわ まさ ふみ 下 川 雅 文 (障がい者支援施設ウエルフェアマリア施設長)
事業所の開設年月日	平成25年6月1日 指定事業所番号 4032700132
事業の種類	・指定特定相談支援事業 指定計画相談支援サービス 基本相談支援サービス
運営方針	1 事業所は、利用者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者等の意向、適正、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適正かつ効果的に事業を行うものとする。

	<p>2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った指定特定相談支援事業を行うものとする。</p> <p>3 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>4 前三項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定特定相談支援を実施するものとする。</p>
--	---

### 3 サービスの営業時間、通常の提供地域

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで
提供地域	久留米市全域

### 4 サービスの内容

基本相談支援	・障がい者、障がい児等からの相談
計画相談支援	・サービス等利用計画書の作成 ・モニタリングの実施 等

### 5 職員体制

職名	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.1
相談支援専門員	1	1				1.0
相談支援員						

## 6 サービスの利用料金

(1) 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定します。 ※相談支援報酬単価は最終頁に記載しています。

### 【加算項目】

事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下表のとおり加算されます。

加 算 項 目	内 容
特 別 地 域 加 算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合に加算します。
利用者負担上限額 管理加算	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算します。
初回加算	新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対して、指定サービス利用支援を行った場合等に加算します。
特定事業所加算 (Ⅰ)～(Ⅳ)	相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて加算します。
入院時情報連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合(利用者1人につき、1月に1回を限度)に加算します。
退院・退所加算	退院・退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合(利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度)に加算します。
居宅介護支援事業 所等連携加算	障がい福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、指定居宅介護支援事業所等に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合(利用者1人につき、1月に1回を限度)に加算します。
医療・保育・教育機関 等連携加算	サービス利用支援の実施時において、障がい福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合(利用者1人につき、1月に1回を限度)に加算します。
サービス担当者会議 実施加算	継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、面接するとともに、福祉サービス等の担当者を招集して、利用者の心身の状況等やサービスの提供状況の確認、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合(利用者1人につき、1月に1回を限度)に加算します。
サービス提供時モニ タリング加算	継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、障がい福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供状況について詳細に把握した上で、確認結果の記録を作成した場合(利用者1人につき、1月に1回を限度)に加算します。

行動障がい支援体制加算	強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算します。
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算します。
精神障がい者支援体制加算	地域生活支援事業による精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算します。
地域生活支援拠点等相談強化加算	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応をおこなった場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）に加算します。
地域体制強化共同支援加算	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に加算します。

(2) 提供する計画相談支援の利用者負担額について

計画相談支援	法定代理受領のため、利用者負担額は発生しません
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して計画相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合 … 公共交通機関が定める運賃等の額 事業者の自動車を使用した場合… 往復移動距離×37円

※計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

7 利用料の請求及び支払方法

利用者負担額及び交通費、その他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までに以下の方法でお支払下さい。

指定口座へのお振込み

・福岡銀行 広川支店 普通預金 1430618

名義： 社会福祉法人平和の聖母 理事長 井手信 77) ｲﾝﾌｫﾐﾃｲｼｮﾝ

・筑邦銀行 上津支店 普通預金 3012382  
名義：社会福祉法人平和の聖母 理事長 井手信 ㊦) ㊦)㊦)㊦)

・ゆうちょ銀行 普通預金 64640531 店番 七四八 (読み ナナヨンハチ)  
名義：社会福祉法人平和の聖母 ㊦) ㊦)㊦)㊦)

直接施設の窓口にて

## 8 サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する30日前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の相談支援事業者をご紹介します。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア ご利用者が市町村の支給決定により相談支援が不要と判断された場合

イ ご利用者が亡くなられた場合

### ④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 9 利用者の記録や情報の管理・開示

当事業所では、関係法令及び個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。また、利用者に対するサービス提供に関する諸記録は、最終提供日から5年間保存します。

### (1) 記録項目

- ①サービス利用計画
- ②アセスメントの記録
- ③サービス担当者会議等の記録
- ④モニタリング結果の記録
- ⑤契約内容報告書

- ⑥利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑦事故の状況及び事故に際しての対応の記録

(2) 閲覧・複写の受付

受付時間	午前9時から午後5時
------	------------

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

担 当 者	社会福祉法人平和の聖母 次長 東町英治
電 話 番 号	0942-21-1188
F A X 番 号	0942-21-1515
E - m a i l	info@heiwanoiseibo.com
受 付 日	平日（祝日、12月29日から1月3日は除きます。）
受 付 時 間	午前9時から午後5時

(2) 第三者委員

当事業所では、地域に居住の以下の第三者委員を選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対する意見などをいただいています。利用者又は契約者は、当事業所への苦情やご意見につきましては第三者委員に相談することができます。

中島俊則（監事）	電話番号：0942-43-3418 FAX：0942-43-1761
大石昌彦（弁護士）	電話番号：0942-32-3814 FAX：0942-31-0520

(3) 行政機関その他の苦情受付期間

久留米市役所 障がい者福祉課	所 在 地：福岡県久留米市城南町15番地3 電話番号：0942-30-9035 FAX 番号：0942-30-9752 受付時間：月曜日から金曜日 8：30～17：15（休日、年末年始を除く）
福岡県運営適正化 委員会	所 在 地：春日市原町3-1-7 クローバープラザ4階 電話番号：092-915-3511（代） FAX 番号：092-584-3790 受付時間：火曜日から日曜日 9：00～17：30 （福岡県社会福祉協議会 福岡県福祉サービス相談センター）

### 1 1 虐待の防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】管理者下川雅文
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者の対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

### 1 2 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、障がい福祉サービス事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

緊急連絡先	氏 名：..... 続 柄：..... 住 所：..... 電 話 番 号：.....
保険会社代理店	日商保険コンサルティング株式会社

### 1 3 秘密の保持について

- ①当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ②当事業所で従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③事業者では、ご利用者の生命・身体保護のため医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。



## 指定特定相談支援利用契約書

\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と相談支援事業所ウェルフェアマリア（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される指定計画相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約を締結します。

### （契約の目的）

第1条 本契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援サービスを適切に提供する事を目的として定めます。

### （契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から利用者の計画相談支援給付費の支給有効期限満了日までとします。

### （サービス等利用計画の作成）

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況、利用者及び家族の置かれている環境及び日常生活全般の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。

5 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けるとともに、当該サービス等利用計画案を利用者に交付します。

6 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障がい福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見等を求めることとします。

7 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を受けるとともに、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。

#### **(サービス等利用契約作成後の便宜の供与)**

第4条 相談支援専門員はサービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行うものとします。

2 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

#### **(障がい者支援施設等への紹介)**

第5条 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### **(利用者負担額及び実費負担額)**

第6条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者から当該指定計画相談支援につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けるものとします。

2 前項のほか、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定計画相談支援を提供した場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

3 前項の実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

#### **(事業者の基本的義務)**

第7条 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援サービスを適切に行います。

2 事業者は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保険、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

3 事業者は、利用者等の意思と人格を尊重し、常に利用者等の立場にたって、指定計画相談支援サービスを行います。

### （事業者の具体的義務）

第8条（安全配慮義務） 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

3（守秘義務） 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定計画相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4（記録保存整備義務） 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

### （事故と損害賠償）

第9条 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定計画相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

### （契約の終了事由）

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- （1）利用者が死亡した場合
- （2）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- （3）事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （4）第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- （5）第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

### （利用者からの中途解約）

第11条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

### （利用者からの契約解除）

第12条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- （1）事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施

しない場合

- (2) 事業者もしくは相談支援専門員が第7条1項から第8条4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### (事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には事前に相当期間をもって改善を求め、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

#### (苦情解決)

第14条 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

#### (協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名又は記名及び捺印の上、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者の成年後見人等 \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

事業者住所 久留米市上津町字向野2228-321  
名称 社会福祉法人平和の聖母  
代表者名 理事長 井手 信 印

